

自動車リサイクル法とは?

ゴミを減らし、資源を無駄遣いしない循環型社会をつくるために、自動車のリサイクルについてメーカーや関連事業者、所有者の役割を決めた法律です。

2005年以降はシユレッダーストを自動車メーカー・輸入業者がリサイクルすることになっており、2015年には車の総重量の95%がリサイクルされることになります。自動車リサイクル法では、所有者にリサイクル料金の支払いが義務づけられています。自動車の所有者は、自動車からメリットを受けており、リサイクル料金はその対価であること、大切な地球環境を守るために必要な料金だということをご理解ください。

リサイクル料金はいくらくらい?

自動車のリサイクル料金は、メーカーや車種によって、一台ごとに違います。シユレッドーストの発生見込み量や

フロン類の充てん量、エアバッゲン類の個数・取り外しやすさによって決められます。

具体的な金額は、各メーカーが公表していますので、各社のホームページなどでご確認ください。

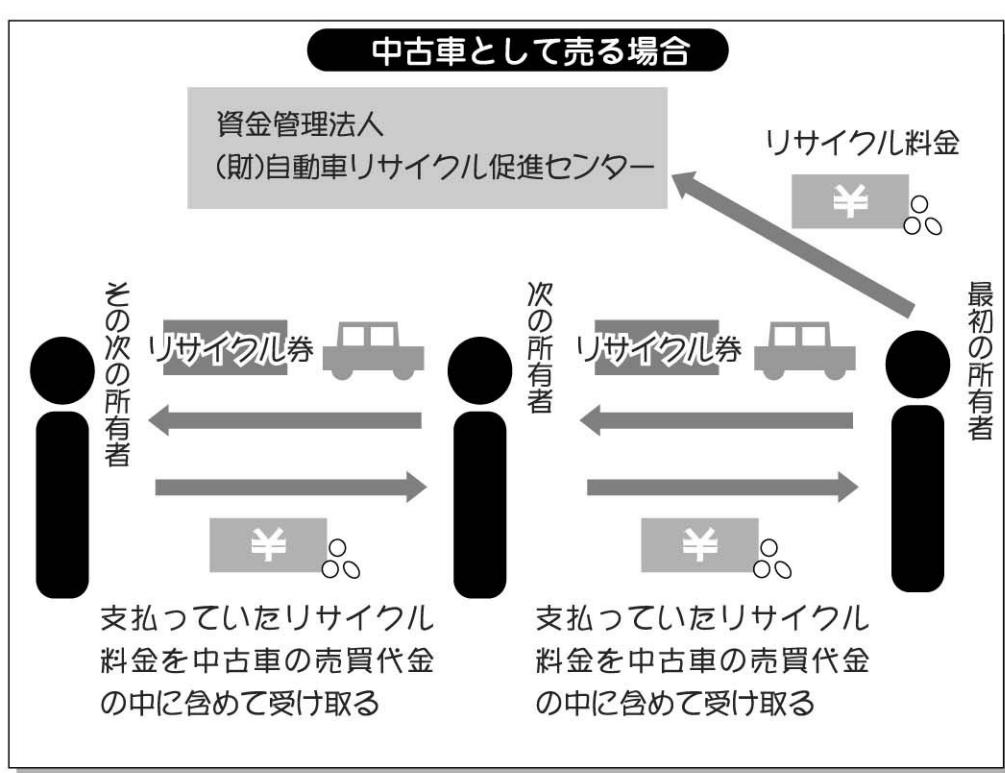
自動車を売つたりした場合は?

リサイクル料金の支払いは自動車一台につき原則一回限りです。リサイクル料金を支払ったときに、それを証明するためには「リサイクル券」が発行されます。

リサイクル料金を支払い済みの自動車を、廃車にせず中古車として売る場合は、このリサイクル券を次の所有者に譲渡してください。支払っていたリサイクル料金を中古車の売買代金の中に含めて、次の所有者から受け取るようになります。

なお、2005年2月1日以降は登録・車検を受けようとする際に、国土交通大臣（運輸支局）などによってリサイクル料金が支払われているかどうかが確認されます。

その際、リサイクル料金が支払われていることを証明す



るためには、リサイクル券が必要となります。

リサイクル料金が支払われていなければ、登録・車検が受けられなくなりますので、リサイクル券は廃車にするまで、車検証とともに大切に保管するようにしましょう。

受けられなくなりますので、車検証とともに大切に保

管するようにしましょう。

問合せは
環境課
⑥3805まで
《リサイクル料金について》
各自動車メーカー